正　本

庄原簡易裁判所令和６年(ハ)第16号 損害賠償請求事件

原告　髙 野 邦 夫
被告　津 田 廣 雄

準 備 書 面 (1)

令和６年11 月 16 日作成　　　上記原告 髙(こう) 野(の) 邦(くに) 夫(お)

庄原簡易裁判所 御 中

記

第一. 序　論

1. 以下においては原告を「私」、庄原簡易裁判所平成29年(ハ)第８号判決(甲第６号証)を別訴判決１という。その他の用語については、随時補充します。

第二.請求の原因について

1.その実質は憲法13条の保障する環境権(人格権)の侵害による慰謝料である。人格権とは、個人の人格的利益を保護するための権利である。被告の行ってきた不法焼却は、著しく住環境を破壊する行為であり、民法710条により損害賠償義務を負う。

☆憲法第一三条［個人の尊重、生命・自由・幸福追求の権利の尊重］
すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。
★民法
*第七〇九条（不法行為による損害賠償）
　故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。
*第七一〇条（財産以外の損害の賠償）
　他人の身体、自由若しくは名誉を侵害した場合又は他人の財産権を侵害した場合のいずれであるかを問わず、前条の規定により損害賠償の責任を負う者は、財産以外の損害に対しても、その賠償をしなければならない。

第三.甲第１号証の１と２・甲第12号証について

1.甲第１号証の１と２ の原版である動画ファイル(Mp4)は、相応の媒体で提出の用意がある。
2.なおこの動画は民事訴訟法第231条のビデオテープに準ずる物と解せられるところ、前後の条文を甲第12号証として提出する。

★民事訴訟法第二三一条（文書に準ずる物件への準用）
　この節の規定は、図面、写真、録音テープ、ビデオテープその他の情報を表すために作成された物件で文書でないものについて準用する。

第四.その他の甲号証について

1.甲第 2 号証は、被告が不法焼却した場所と私の居室との位置関係を示す証拠で、防犯カメラは私の居室に接着して取付けられた物干し台に 2 台取付けてあります。

2.甲第 3 号証は、おそらくは農産物生産の保護という見地から、例外として許される庄原市のゴミ焼却基準を示す証拠です。ポリエチレン袋に入った無分別ゴミ・廃プラスチック等を焼却して良い理由がない。

3. 甲第 4 号証は、被害者等通知制度により検察庁から受領した通知です。
この通知には(事件番号・H29-100128、H29-100138)との記載があるが、牛尾副検事作成の処分通知書(甲第 8 号証)には(事件番号 H29-100138)と記載があるのみです。H29-100128 とは何を意味するのか不明で、なお疑問を留保します。

4.甲第 5 号証は、被告の不法焼却を示す一目瞭然の証拠で、常習性を証明する証拠です。

5.甲第 6 号証は、謝罪もなく損害賠償も行わない被告の態度に業を煮やし庄原簡易裁判所に訴えを提起して得た判決書です。この損害賠償債権は弁済されることなく今日にいたっております。庄原簡易裁判所平成 29 年(ハ)第 8 号損害賠償請求事件

6.甲第 7 号証は、平成 29 年 7 月 4 日付の被告答弁書です。

7.甲第 8 号証は、平成 29 年 12 月 14 日付で牛尾副検事が普通郵便で送ってきた処分通知書です。

8.甲第 9 号証は、防犯カメラ・不法焼却現場を特定させる証拠です。

9.甲第 10 号証は、崇教真光庄原お浄め所と警察官待機宿舎の場所を示す証拠です。

10.甲第 11 号証は、CO-OP(生協)の食材配達トラックと不在地主の軽車両の写真です。

11.甲第 12 号証は、文書関係の民事訴訟法の条文です。

第五. 結　語

被告の答弁書を見ないで作成した準備書面で、整理が不完全である点をお詫びすると共に、なお必要な点は準備書面(2)等に譲ることにします。

以上原告　髙(こう) 野(の) 邦(くに) 夫(お)